

議案第4号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年12月17日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(案)」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(案)」に対する意見

議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(案)」については、異議ありません。

教生第1201号  
平成20年11月21日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞弘多



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(案)」について貴委員会の意見を求めます。



# **沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（案）**

**平成20年11月議会（定例会）**

**教育庁生涯学習振興課**

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

### 1 件名

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

### 2 制定の経緯及び必要性

- (1) 現在、沖縄県立青年の家及び沖縄県立少年自然の家の6施設については、沖縄県立教育機関設置条例及び沖縄県立教育機関使用料徴収条例に基づき教育委員会が直接管理している。
- (2) 教育長は、「沖縄県立青少年教育施設の今後の管理運営方針について」を平成19年7月26日に策定し、青年の家及び少年自然の家について、その管理に関し指定管理者制度を導入する方針を決定した。
- (3) (2)の方針に基づき、青少年の家の設置及び管理に関し必要な条例を整備する必要がある。なお、指定管理者制度は、名護青少年の家及び糸満青少年の家を平成22年度から、他の青少年の家を平成23年度又は平成24年度から導入することとしている。

### 3 制定案の概要

- (1) 青少年の家の設置について定める。(第1条)
- (2) 青少年の家の名称及び位置について定める。(第2条)
- (3) 青少年の家の業務について定める。(第3条)
- (4) 青少年の家(名護青少年の家及び糸満青少年の家に限る。)は、指定管理者が管理を行うこととするとともに、指定管理者の業務範囲及び指定の手続等について定める。(第4条から第8条まで)
- (5) 青少年の家の休所日について定める。(第9条)
- (6) 利用の許可及びその取消し等について定める。(第10条から第12条まで)
- (7) 利用者の原状回復義務について定める。(第13条)
- (8) 利用料金及びその減免等について定める。(第14条から第16条まで)
- (9) 指定管理者の事業報告義務について定める。(第17条)

- (10) 青少年の家（名護青少年の家及び糸満青少年の家を除く。）に事務職員その他所要の職員を置く。（第18条）
- (11) 使用料の徴収について定める。（第19条）
- (12) 使用料の納期、減免及び返還について定める。（第20条）
- (13) 過料について定める。（第21条）
- (14) その他必要な事項は教育委員会規則へ委任することを定める。（第22条）
- (15) 施行日は、平成22年4月1日とする。ただし、準備行為として、指定管理者の指定及びこれに関する必要な手続等については、この条例の施行前においても行うことができるものとする。（附則第1項及び第2項）
- (16) この条例の施行の際教育委員会がした使用の許可又は教育委員会にされた申請等で指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、指定管理者がした利用の許可又は指定管理者に対してされた申請とみなす。（附則第3項）
- (17) この条例の施行日前に教育委員会がした名護青年の家及び糸満青年の家の使用に関する許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。（附則第4項）
- (18) 沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する。（附則第5項）
- (19) 沖縄県立教育機関使用料徴収条例を廃止する。（附則第6項）

#### 4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条、第228条及び第244条の2
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第4号及び第6条第2号
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び第31条

#### 5 関係各課との調整状況

財政課及び人事課と調整済

#### 6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文

## 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定管理者による青少年の家の管理（第4条—第17条）
- 第3章 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の管理（第18条—第21条）
- 第4章 雜則（第22条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### (設置)

第1条 青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を行うとともに、施設をこれらの研修のための利用に供すること等により、健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として、沖縄県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）を設置する。

##### (名称及び位置)

第2条 青少年の家の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
沖縄県立名護青少年の家	名護市字名護5511番地
沖縄県立糸満青少年の家	糸満市字賀数347番地
沖縄県立石川青少年の家	うるま市石川3491番地の2
沖縄県立玉城青少年の家	南城市玉城字玉城420番地
沖縄県立宮古青少年の家	宮古島市平良字東仲宗根添1164番地
沖縄県立石垣青少年の家	石垣市字新川868番地

##### (業務)

第3条 青少年の家は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- (2) 青少年の自然体験活動その他の体験活動に関すること。
- (3) 青少年のキャンプ活動その他の野外活動に関すること。
- (4) 青少年の体育及びレクリエーションの活動に関すること。
- (5) その他青少年に対する研修に関すること。
- (6) 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修に関すること。
- (7) 前各号に掲げる研修のための施設の利用に関すること。
- (8) 前号の研修について指導及び助言に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

## 第2章 指定管理者による青少年の家の管理

### (指定管理者による管理)

第4条 青少年の家（沖縄県立名護青少年の家及び沖縄県立糸満青少年の家に限る。以下この章において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

### (指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第13条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第14条の規定による利用料金の收受に関する業務、第15条の規定による利用料金の減免に関する業務、第16条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の收受に関する業務
- (4) 青少年の家の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の運営に関して、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

**第6条** 第4条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

**第7条** 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に青少年の家の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、青少年の家の効用を最大限に發揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために十分な能力を有すること。

(指定管理者の指定等の告示)

**第8条** 教育委員会は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休所日)

**第9条** 青少年の家の休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項第1号に規定する休所日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰靈の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰靈の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休所日でない日をもって、これに替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することができる。

(利用の許可)

第10条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めたときは、前項の許可をするに当たり、条件を付すことができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(利用料金)

**第14条** 利用者は、青少年の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

**第15条** 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるとときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

（利用料金の返還）

**第16条** 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

（事業報告書の提出）

**第17条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、教育委員会規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

### 第3章 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の管理

（職員）

**第18条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第2項の規定により、次に掲げる青少年の家に事務職員その他の所要の職員を置く。

- (1) 沖縄県立石川青少年の家
- (2) 沖縄県立玉城青少年の家
- (3) 沖縄県立宮古青少年の家
- (4) 沖縄県立石垣青少年の家

（使用料の徴収）

**第19条** 法第225条の規定により、教育委員会は、前条各号に掲げる施設を使用する者が

ら、別表に定める額の使用料を徴収する。この場合において、別表中「（第14条関係）」とあるのは「（第19条関係）」と、「基準額」とあるのは「使用料」と、「利用する団体」とあるのは「使用する団体」と、「利用者」とあるのは「使用する者」とする。

（使用料の納期等）

第20条 使用料は、前納とする。

2 使用料の減免及び返還については、第15条第1項及び第16条の規定を準用する。この場合において、第15条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

（過料）

第21条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第4章 雜則

（教育委員会規則への委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第7条の規定による指定管理者の指定及び第14条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第6条から第8条まで及び第14条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の際教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有す

るもの又は現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の日前に教育委員会が沖縄県立名護青年の家及び沖縄県立糸満青年の家の使用に関し行った許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(沖縄県立教育機関設置条例の一部改正)

5 沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「第5条から前条まで」を「前条」に改め、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。

(沖縄県立教育機関使用料徴収条例の廃止)

6 沖縄県立教育機関使用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第37号）は、廃止する。

別表（第14条関係）

区分		基準額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき300円
	一般及び学生	1人1泊につき600円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき250円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき350円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき350円
	一般及び学生	1時間につき700円

備考

1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学

校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。

- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る基準額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

平成20年11月28日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 理由

青年の家及び少年自然の家を廃止し、青少年の家を設置するとともに、名護青少年の家及び糸満青少年の家の管理を指定管理者に行わせるための規定を整備するほか、青少年の家の管理に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 新旧対照表

		沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）新旧対照表							
	改 正 案	現 行							
削る		(青年の家)							
		<b>第6条 青少年の団体生活訓練を通じて健全な青少年の育成を図り、その他社会教育の振興に資するため、青年の家を次のとおり設置する。</b>							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立名護青年の家</td> <td>名護市字名護5,511番地</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立糸満青年の家</td> <td>糸満市字賀敷347番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	沖縄県立名護青年の家	名護市字名護5,511番地	沖縄県立糸満青年の家	糸満市字賀敷347番地	
名称	位置								
沖縄県立名護青年の家	名護市字名護5,511番地								
沖縄県立糸満青年の家	糸満市字賀敷347番地								
		2 青年の家は、次に掲げる業務を行う。							
		(1) 青少年の団体生活訓練に関すること。 (2) 青少年の生活指導及び技術指導に関すること。 (3) 青少年指導者の研修に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、青年の家の目的を達成するために必要な業務に關すること。							
		(少年自然の家)							
		<b>第7条 自然環境の中での集団生活訓練を通じて、心身とともに健全な少年の育成を図り、社会教育の振興に資するため、少年自然の家を次のとおり設置する。</b>							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立石川少年自然の家</td> <td>うるま市石川3491番地の2</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立玉城少年自然の家</td> <td>南城市玉城字玉城420番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	沖縄県立石川少年自然の家	うるま市石川3491番地の2	沖縄県立玉城少年自然の家	南城市玉城字玉城420番地	
名称	位置								
沖縄県立石川少年自然の家	うるま市石川3491番地の2								
沖縄県立玉城少年自然の家	南城市玉城字玉城420番地								

沖縄県立官古少年自然の家	宮古島市平良字東仲宗根添1164番地
沖縄県立石垣少年自然の家	石垣市字新川1868番地
<u>2 少年自然の家は、次に掲げる業務を行う。</u>	
(1) 集団宿泊訓練に関すること。	
(2) 野外観察、自然探求その他自然に親しませる学習活動に関すること。	
(3) 体育、レクリエーション及び野外活動に関すること。	
(4) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。	
(職員)	
第6条 第2条、第3条及び前条の教育機関に事務職員その他所要の職員を置く。	
(教育委員会規則への委任)	
第7条 略	
(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。	

## 参考条文

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

#### （使用料）

第二百一十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

#### （分担金等に関する規則及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならぬ。この場合において、手数料について全國的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収については、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。  
3 許款その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を越えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

#### （公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の一以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を

行わせることができる。

- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当ないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

### ○社会教育法（昭和二十四年法律第一百七号）

#### （市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に關すること。
- 三 公民館の設置及び管理に關すること。
- 四 所管に關する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に關する施設の設置及び管理に關すること。

と。

- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその獎励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの獎励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの獎励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその獎励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその獎励に関すること。
- 十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその獎励に関すること。
- 十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその獎励に関すること。
- 十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその獎励に関すること。
- 十三 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- 十四 権聴覚教育、体育及びクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十五 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十六 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

#### (都道府県の教育委員会の事務)

- 第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務(第三号の事務を除く。)を行つ外、左の事務を行つ。
- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に關し、必要な指導及び調査を行うこと。
  - 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
  - 三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
  - 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
  - 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

#### (教育機関の設置)

- 第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他必要な教育機関を設置することができる。

#### (教育機関の職員)

- 第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

- 2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。
- 3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

#### (教育機関の所管)

- 第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

#### (学校等の管理)

- 第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のために新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。